

『令和2年10月19日開催』

企業会計決算審査特別委員会  
委員長報告

【令和2年12月定例会】

委員長 野口宏明

先ほど議長から報告がございましたとおり、委員長に不肖私が、副委員長に井上薫委員がそれぞれ互選されておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、去る9月定例会において当委員会に審査を付託され、閉会中の継続審査となっております議案第115号「令和元年度川口市水道事業会計決算認定について」、議案第116号「令和元年度川口市下水道事業会計決算認定について」及び議案第117号「令和元年度川口市病院事業会計決算認定について」の以上3議案につきまして、10月19日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、以下、その審査概要と結果を審査順序に従いご報告申し上げます。

初めに、「病院事業会計決算」を議題といたしましたところ、消費税率の改定により病室の差額使用料を変更したことによる、利用者への影響について、院内保育室費にかかわり、保育施設運営業務委託料が増加した理由について、救急車の要請件数及び受入件数について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、当年度は前年度に引き続き8億円を超える純損失を計上しており、未処理欠損金は約29億6,000万円となっている。

そうした中で、10月に消費税率が改定され、それに伴う雑損失等は約7,100万円の増加となっている。病院経営に影響していると考えられることから国へ改善を求めるよう要望する。

また、本町診療所が地域包括ケアの役割を果たすことを望んでいたことから、閉院したことは問題であるとする。

さらに、室料差額収益にかかわり、消費税率の改定による個室使用料の増加が患者の負担となっていることから、反対するとの意見。

また、当年度の純損失は約8億1,500万円となっているが、これは地域医療支援病院として環境を整備するための人件費の増加が主な原因である。

市民の命を守る救急車の受入件数は過去最高の7,281件であり、高度急性期医療を担う地域の基幹病院として高く評価する。

消費税は医療機器や薬品にも課税されているが、保育の無償化をはじめ、社会保障の財源に充てられており、適切な執行である。

経営改善に向けた取り組みをより一層強化するとともに、待ち時間の短縮と断らない医療の推進のため、一般会計負担金の増額も検討していただき、市民をはじめ地域の医療機関からも信頼される公立病院を目指すことを要望し、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、起立者多数で認定することに決しました。

続きまして、「水道事業会計決算」を議題といたしましたところ、有収率が向上した要因について、未収金徴収の対応状況について、給水収益にかかわり、消費税率の改定に伴う影響額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、ま

ず、水道料金において、令和元年10月からの消費税率引き上げによって、約6,500万円が負担増となり、ますます暮らしがひっ迫しているのが現状である。消費税は、低所得者に重くのしかかる税制度であり、国に応能負担の原則による税制度改革を提案していることや水道料金の改定に関わる審議会運営において、市民合意が図られていないことから反対するとの意見。

また、経営環境が厳しくなる中、5億1,600万円を超える黒字決算となったことや有収率を向上させたことは大いに評価できるものの、今後、老朽化する水道施設の更新や維持管理に多額の経費が見込まれることから、増加する更新需要に耐えうる利益を確保しなければならない。加えて、企業債に過度に依存することは、将来世代に大きな負担を強いることになるため、できる限り残高の抑制に努めるべきである。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある方への配慮を十分行なった上で、独立採算制、受益者負担の原則に基づく適切な料金体系をお願いするとともに、安全・安心な水道水の安定供給と、更なる事業推進を期待し、賛成するとの意見。

さらに、消費税は、全国的にも少子高齢化が加速する中、保育の無償化等、安定した社会保障を実現するための貴重な財源であり、水道料金への課税は、受益者負担の観点からも適切である。安全・安心な水道水の安定供給はもとより、有収率の向上、災害に強い水道施設の耐震化に努めることを要望し、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で認定することに決しました。

最後に、「下水道事業会計決算」を議題といたしましたところ、管渠建設費にかかわり、災害用マンホールトイレの整備状況について、東川口駅周辺浸水対策事業の内容について、下水道使用料にかかわり、消費税率の改定に伴う影響額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、下水道使用料において、令和元年10月からの消費税率引き上げにより、約3,945万円が市民の負担増となる。消費税は、低所得者に重くのしかかる税制度であり、国に応能負担の原則による税制度改革を提案しているため反対する。なお、令和元年度においては、ポンプ場の耐震化、マンホールトイレの整備、雨水対策等、市民の安全・安心を守る事業が推進されてきたことから、今後も進めることを要望するとの意見。

また、消費税は、将来にわたり安定した社会保障を実現、実行するための貴重な財源であり、上下水道局においても、一事業者として、下水道使用料に適正に転嫁することが求められるのは当然のことである。仮に、消費税率改定に伴う増額分を市が負担することになれば、下水道を利用しない市民にその負担を強いる結果となることから、公平性の観点に鑑みても、増額分を下水道使用料に転嫁することは、やむを得ないものである。今後も、市民が安心して下水

道を使用できるよう、下水道施設の維持管理に努め、計画的な未普及地域の早期解消、下水道施設の耐震化や雨水対策に取り組んでいくことを要望し、賛成するとの意見。

さらに、下水道事業においては、経営の健全化や効率化のため、令和元年度から企業会計に移行し、下水道使用料については、他市と比較しても低額であり、受益者負担の原則に基づき料金改定を行なった経緯がある。また、下水道使用料に消費税を課税することは、受益者負担の観点からも適切である。今後においても、有収率の向上、災害に強い下水道施設の耐震化に努めることを要望し、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で認定することに決しました。

以上で報告を終わります。